

「9 屋外施設等の付帯施設」の新旧対照表

新	旧
<p>9 屋外施設等の付帯施設</p> <p>申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <p>1 予定建築物の用途及び規模は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) キャンプ場等の屋外施設に係る付帯建築物については、管理棟として延べ面積100平方メートル以下であること。なお、屋外施設の規模及び内容等から判断し、当該施設の管理上又は利用上必要と認められる最小限のクラブハウス、バンガロー等の宿泊施設を含めることも差し支えない。</p> <p>(2) 規模が1ヘクタール未満の運動・レジャー施設、墓園等の屋外施設に係る付帯建築物は、当該施設の管理上又は利用上必要最小限の管理棟として、延べ面積100平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 駐車場及び資材置場に係る付帯建築物は、防犯管理上必要最小限の管理棟として、延べ面積100平方メートル以下であること。なお、当該管理棟は、営業活動の用に供してはならないものとする。</p> <p>(4) 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設等に係る付帯建築物は、管理事務所として、延べ面積がおおむね30平方メートル以下であること。</p> <p>1 予定建築物の敷地は、原則として屋外施設等の用地と明確に区分されたものとして、必要最小限の規模であること。</p> <p>3 (削除)</p> <p>留意事項</p> <p>一 1(4) の「おおむね」とは10パーセントを限度とする。</p> <p>二 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。</p> <p>ただし、1の各号に定める規模以下とする。</p> <p>(令和2年4月1日一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この基準9は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>9 屋外施設等の付帯施設</p> <p>1 予定建築物の用途及び規模は、次によるものであること。</p> <p>(1) キャンプ場等の屋外施設に係る付帯建築物については、管理棟で100平方メートル以下であること。なお、屋外施設の規模、内容等から判断し、当該施設の管理上又は利用上必要と認められる最小限のクラブハウス、バンガロー等の宿泊施設を含めることも差し支えないこと。</p> <p>(2) 規模が1ヘクタール未満の運動・レジャー施設、墓園等の屋外施設に係る付帯建築物は、当該施設の管理上又は利用上必要最小限の管理棟で100平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 駐車場及び資材置場に係る付帯建築物は、防犯管理上必要最小限の管理棟で100平方メートル以下であること。なお、当該管理棟は、営業活動の用に供してはならないものとする。</p> <p>(4) 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設等に係る付帯建築物は、管理事務所でおおむね30平方メートル以下であること。</p> <p>1 予定建築物の敷地は、原則として屋外施設等の用地と明確に区分されたものとして、必要最小限の設定がなされているものであること。</p> <p>3 関係法令等に適合していること。</p>